

(仮称)

いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030
素案

令和7年11月
板 橋 区

目 次

第1章 策定方針

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ・性格	2
3 計画期間	3
4 計画の構成	3
5 計画の対象	3
6 区民（子ども）参加と策定体制	4

第2章 現状と将来予測・課題の整理

1 子ども・若者・子育て世代人口の推移	7
2 区民（子ども）の声	12
3 国や東京都の政策動向	22
4 これまでの区の実績	25

第3章 基本理念とビジョン・政策

1 基本理念	30
2 ビジョンと政策	32
3 子ども政策Ⅰ「少子化対策バージョンアップ戦略」	35
4 子ども政策Ⅱ「ライフステージ別基本施策」	47
5 子ども政策Ⅲ「誰一人取り残さない支援施策」	56
6 計画指標	66

第4章 計画の推進

1 子どもの権利の尊重・声を聴く機会の確保	68
2 子育ての学び・家事・子育てへの参画	69
3 人材確保・育成支援	70
4 進行管理	71

参考資料

1 策定経過	73
2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱	74
3 板橋区子ども・子育て会議条例	76
4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿	77
5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029 の概要	78

第1章

策定方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け・性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の対象
- 6 区民（子ども）参加と策定体制

1 計画策定の趣旨

- 板橋区では、板橋区基本計画 2025 及び地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」における子ども政策分野の個別計画として「いたばし子ども未来応援宣言 2025」（以下、応援宣言 2025）を策定し、着実に推進してきました。
- この期間において、乳幼児親子を主な対象とした子育て応援児童館CAP'Sへの再編、「あいキッズ」の全校展開、学童・保育所待機児童ゼロの達成、板橋こども動物園のリニューアル、改築後の中央図書館を発信拠点とした「絵本のまち」のブランド力強化、児童相談所設置市として子ども家庭総合支援センターの開設を契機とした切れ目のない子育て支援の充実など、国から選定されたSDGs未来都市として、子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市の実現に一定の成果を上げ、令和6（2024）年には、「共働き子育てしやすいまちランキング」（日経xwoman）において全国3位（都内1位）という高い評価を獲得しました。
- 少子化の問題は日本が直面する最大の危機であり、国はこども家庭庁を創設するとともに、「こども大綱」「こども未来戦略」「こども・子育て支援加速化プラン」を矢継ぎ早に打ち出し、2030年に向けた「ラストチャンス」として様々な施策を強化しています。また、東京都も、少子化対策は一刻の猶予もないとの認識のもと、幅広い対策にスピード感を持って取り組む「東京都の少子化対策」を毎年更新しています。
- こうした中、時限立法である次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和16（2034）年まで10年間延長されたこと、こども基本法に基づき自治体には子ども施策の総合計画として「こども計画」を策定する努力義務が課せられたことなどへの対応も含め、区では、応援宣言 2025 の計画期間が令和7（2025）年度末をもって終了するにあたり、「板橋区基本計画 2035」及び「（仮称）板橋区地域保健福祉計画 2030」をはじめ、関連する行政計画の策定に併せ、整合を図りながら、「（仮称）いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030」（以下、子若・子育て応援プラン）を策定し、子ども政策のさらなる強化・充実を推進していきます。

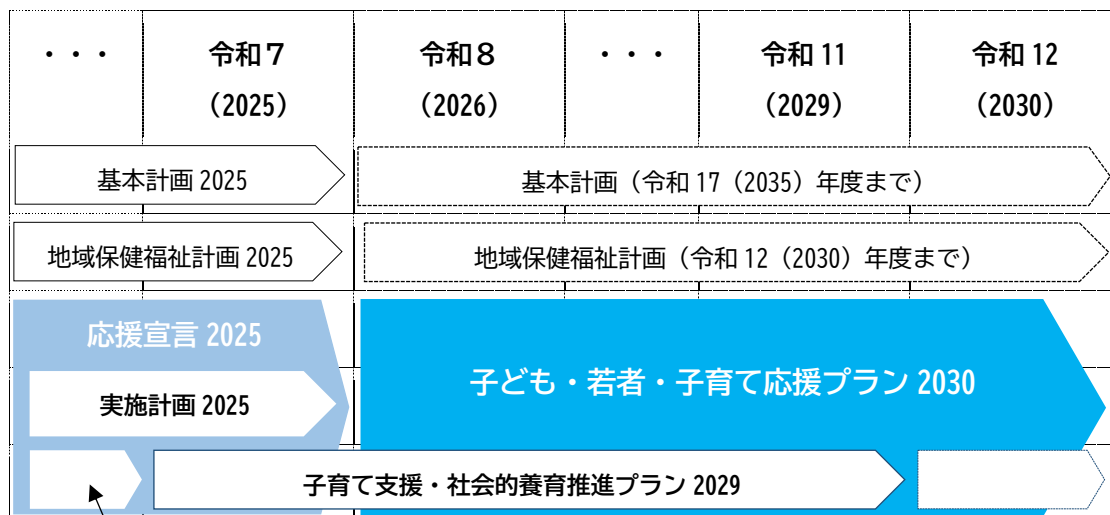
2 計画の位置付け・性格

- この計画は、板橋区基本計画・板橋区地域保健福祉計画における子ども・若者政策の個別計画にあたるとともに、以下の計画を包含した計画として位置付けます。
 - こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
 - 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
 - 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
 - 子どもの貧困解消法第10条第2項に基づく「市町村計画」
 - 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - 国の通知に基づく「母子保健計画」・「社会的養育推進計画」
- 「こども計画」「子ども・若者計画」に位置付けられることをわかりやすく示すため、これまでの「子ども未来応援宣言」という計画名称を「子ども・若者・子育て応援プラン」へ改めます。

3 計画期間

○計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間です。

○応援宣言 2025 の計画期間は 10 年であり、3 期に分けて実施計画を策定してきましたが、次世代育成支援対策推進法では、5 年を 1 期として策定できると定めていることや、地域保健福祉計画と整合を図ること、及び子ども・若者をめぐる政策・環境の変化等へ迅速かつ柔軟に対応する必要があることから、板橋区基本構想で定める概ね 10 年後のめざす姿を見据えつつ、実施計画と一体で策定し、必要に応じて見直していきます。



子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）

※いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029（参考資料 78 ページ参照）

○子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（第 3 期）及び令和 6（2024）年 3 月 12 日付けこ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知に基づく「社会的養育推進計画」を「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029」として一体的に策定した計画

4 計画の構成

○本計画は、こども計画として子ども施策の総合的な計画ですが、その内容のうち、別の法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」及び国の通知に基づく「社会的養育推進計画」に該当する部分については、計画期間に定めがあり、本計画と計画期間が一致しないため、別に「子育て支援・社会的養育推進プラン」として策定し、整合を図りながら具体化します。

5 計画の対象

○児童福祉法をはじめ、各種法令における児童の年齢は概ね 18 歳未満と定義されていますが、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされており、これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものとされています。

○区では、これまで「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2025」において、その主な対象を「0 歳から 18 歳未満の子どもとその保護者及び 30 歳未満の若者」としてきた経緯があり、本計画でもそれを踏襲しつつ、施策によっては、年齢によって必要なサポートが途切れないよう、心身の発達の過程にある者を対象とします。

6 区民（子ども）参加と策定体制

（１）庁内検討組織「板橋区子ども・子育て支援本部」（庁議）

○区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」（庁議）において、計画を審議・決定します。

○「板橋区子ども・子育て支援本部」（庁議）の下に、関係課長級職員で構成する「連絡調整会議」を設置し、施策・組織横断的に連携して計画案を調製します。

（２）外部検討組織

○計画策定について、学識経験者や関係団体代表者及び区民公募委員等で構成される区の付属機関「板橋区子ども・子育て会議」において意見を聴取し、計画に反映させます。

（３）区民（子ども）参加

① 各種意識意向調査・アンケート等

○区では、区民意識意向調査のほか、区民参加推進規程に基づき、子ども施策にかかる行政計画の策定にあたって、子ども・子育て世帯に対するアンケート調査等を実施しています。それらの結果を分析し、計画への反映を検討します。

② 「いたばし子どもワークショップ」の実施

○各種意識意向調査・アンケート等の結果から得られる傾向を補完又は具体化し、又は子どもたちの自由な意見等を把握するため、令和 6（2024）年度に「いたばし子どもワークショップ」を試行開催し、その結果を踏まえ、令和 7（2025）年度から本格実施しています。出された意見等について、本計画等への反映を検討します。

③ パブリックコメントの募集

○実施期間：令和 7（2025）年 12 月 3 日から 22 日

○募集方法：広報いたばし、区ホームページ、区公式 LINE、
子育て応援アプリ、チラシ配布（保育園、児童館 CAP' S）など

